

## 第5章 小・中学校教育

### 第1節 教育課程

#### 1 教育課程説明会

(1)小・中学校の部(平成18年度愛知県小・中学校教育課程フォーラム)

##### ア 目的

小・中学校学習指導要領について、その趣旨の説明及び必要な研究協議を行い、もって小・中学校教育の改善及び充実を図ることを目的とする。

##### イ 主催

県教育委員会

##### ウ 期 日

平成18年7月4日(火)

##### エ 会 場

ウィルあいち(愛知県女性総合センター)

##### オ 参加者

550人(参加者518人、講師・司会者・運営委員32人)

## 2 学校訪問

### (1)目的

県内の幼稚園や小・中学校における教育の実態や「学校教育について」  
(愛知県教育委員会ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000007530.html>)  
の具体化の実情を把握し、教育行政の参考に資する。

### (2)留意点

- ア 幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた取組について  
教育課程の基本方針に基づく教育活動の取組状況  
幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた保育・授業改善の取組状況
- イ 幼稚園、小・中学校における生徒指導及び不適応の状況について  
生徒指導上の問題点とその対応状況  
生命を尊重し、社会のルールを大切にする心の育成の取組状況  
幼稚園・学校不適応の状況と問題点  
不登校児童生徒に対する指導と対応  
「いじめ・不登校対策委員会」の機能の状況

### (3)方法

- ア 訪問校の校種、担当者、地域及び実施時期は「幼稚園及び小・中学校訪問予定」を基本とする。
- イ 訪問の日程については、原則として次の項目を含めるように配慮する。  
授業参観は、幼稚園・学校の規模や実情に応じて無理のないよう配慮し、1～2時間程度設けること。  
各教育事務所、各市町村教育委員会の学校訪問計画に合わせた形で進めること。

### (4)訪問校

幼稚園 2園、 小学校 7校、 中学校 8校、 計 17校(園)

## 3 研究委嘱校・協力校

### (1)趣旨

学校教育の質的向上を図るため、解決を迫られている問題を中心に研究主題を定め、学校を指定してその研究を委嘱し、成果を県内の学校教育に反映させ、もってその充実に資する。

## (2) 研究委嘱校・協力校

研究領域	期間(年度)	学校名等	研究主題等	指定	
教育課程	17～18	半田市立成岩幼稚園	「全身を動かし、生き生きと活動する子をめざして」	県	
	17～18	新城市立東郷東小	心が動き知恵が働き体がはずむ設楽原総合学習～「年間計画」の立案と「評価」を重視した実践～		
	17～18	七宝町立北中	地域の力と連携した北中教育課程の創造 「人・もの・こと」との「出会い」や「関わり合い」を通して		
研究開発学校	16～18	西尾市立寺津小、寺津中	小中一貫教育をめざし、新設教科「ABC(英会話)」及び「食育」の9年間を見通した教育課程・指導方法及び評価方法のあり方に関する研究開発	文科省	
義務教育問題(学校評価)	18～19	岩倉市立岩倉東小・豊川市立一宮中	信頼される開かれた学校づくりのための学校評価の在り方	県	
小中連携教育に関する研究	18～19	阿久比町	幼保小中一貫教育プロジェクト	文科省	
豊かな体験活動推進事業	体験活動推進地域	18～19	知立市(5小中)稲沢市(7小中)	体験を教育活動に位置づけ、他校のモデルとなる一定期間まとまった体験活動を実施する。	県
		地域間交流推進校	17～18	音羽町立赤坂小知多市立中部中	都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、異なる環境における豊かな体験活動を促進する。
	長期宿泊体験推進校	18～19	津島市立神守中		
		18～19	扶桑町立山名小・瀬戸市立原山小・田原市立和地小・安城市立篠目中	子どもたちが豊かな人間性や社会性などをはぐくむために、長期にわたる集団宿泊等の共同生活体験を行う。	県
命の大切さを学ばせる体験活動に関する調査研究	17～18	武豊町(小4・中2校)	子どもに人間としての生き方を学ばせ、命を尊重する心を育む。	県	
学力向上拠点形成事業(確かな学力育成のための実践研究事業)	17～19	小中15校	「確かな学力をもつ児童の育成」など	文科省	
国語力向上モデル事業	17～18	小10校	「生きる力をはぐくむ国語力の向上をめざして」など	文科省	
伝え合う力を養う調査研究事業	17～18	小3・中1校	お互いの考えや気持ちを伝え合う力を高め、生活上における問題を言葉で解決する力の育成など	文科省	
コミュニティ・スクール推進事業	17～18	東海市(小2・中1校)	地域住民の意向を反映するための方法・地域住民等との連携のあり方、外部人材の活用など、コミュニティ・スクールの取組に関する調査研究を行っている。	文科省	
	18～19	一宮市立丹陽中・幡豆町立東幡豆小			
児童生徒の心に響く道徳教育推進事業	18～19	豊田市立元城小	「豊かなかかわりを大切にした道徳教育の推進」	文科省	
		稲沢市立平和中	「規範意識をもとに、自立した生き方を追求する道徳教育の推進」		
児童生徒の心に響く道徳教育推進事業(命を大切にすることを育む教育の推進に関する研究)	17～18	田原市立赤羽根小	「関わり合い、育ち合うあかはにっ子」の育成	文科省	
		愛西市立永和中	体験活動等の多様な取組を生かした「命を大切にすることをはぐくむ教育」の推進		
「自分づくり・仲間づくり」推進事業	18	小13・中5校	「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性をはぐくむために、「連携」と「体験」を重視した道徳教育の一層の充実を図る。	県	
心をむすぶ学校づくり推進事業	18	3園・21校	異校種の学校や地域とかかわり、心をむすぶ活動を展開し、子どもたちにとって真に楽しい学びの場となるような特色ある学校づくりを支援する。	県	
中高一貫教育	18	設楽中・津具中・豊根中・田口高	「6年間のみりのりの中で、確かな学力と豊かな人間性をもち、たくましく生き抜く生徒の育成」	文科省	
生徒指導総合連携推進事業	18～19	幸田町	市町村を単位とした「生徒指導総合連携推進地域」を指定し、地域が一体となって、生徒指導上の諸問題に係る調査研究を行う。	県	
問題行動に対する地域における行動連携推進事業	16～18	一宮市・武豊町・西尾市・豊川市	問題行動等適切に対応するための地域支援システムづくりを行う。	文科省	
スクーリング・サポート・ネットワーク事業	15～18	1町・19市	県内に20地域ネットワークを作り、教員や適応指導教室指導員の研修、情報の共有化等、不登校対策の充実を図る。	県	

環境教育	17~18	小坂井町立小坂井西小	「つながるいのち輝くわたしたち」	県
人権教育	18~19	豊明市立沓掛小	お互いを認め合い、共に学び合う児童の育成	文科省
	18~19	西尾市立東部中	人権意識を養い、生きる力をみがく東中教育の創造	県
	17~18	豊田市立朝日小	「自他のよりよく生きようとする姿を大切に出来る子の育成」	文科省
人権教育総合推進地域	16~18	高浜市 (小3・中1)	「お互いが尊重し合い、認め合う人間関係づくりを目指す」	文科省
人権教育研究委託事業	18	2町・5市	「豊かな人権感覚を身に付け、自他を大切にできる児童生徒の育成」など	県
子どもと親の相談員設置事業	16~18	小33校	小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、不登校などの早期発見・早期対応や未然防止に関する調査研究を行う。	県
金銭教育研究校	18~19	豊田市立寺部小	人・もの・ことに愛情をもち、よりよく生きようとする子の育成	県
学校体育	17~18	碧南市立南中	「仲間とともに学び合い、生き生きと活動できる生徒の育成」	県
特殊教育課程研究	17~18	蒲郡市立三谷小	「一人一人を大切にしたい特別支援教育の実践」	県
キャリア・スタート・ウィーク推進地域事業	18	稲沢市・小牧市・三好町・田原市・名古屋市(緑区)・豊田市立竜神中・蒲郡市立三谷中	地域の教育力を最大限に活用し、中学校を中心とした職場体験等の5日間以上の実践など、キャリア教育の一層の推進を図るための調査研究を行う。	文科省
環境教育	18~19	愛西市立草平小	「環境、その明日を考える」 自然・地域・社会とともに歩める子どもをめざして	県
理数大好きモデル地域事業	18~20	刈谷市 (小15・中6)	地域の教育資源を組織的に生かし、不思議を体験できる機会を設けたり問題解決的な学習を取り入れたりして、児童生徒に考える力と学び合う力を育てる。	JST
授業プログラム開発事業	18~19	小4校 中4校	学校が専門的な知識・技能・経験を有するNPO等と連携及び協力を図りながら、総合的な学習の時間と教科・領域等を関連させた授業プログラムを開発することを支援する。	県
学校図書館支援センター推進事業	18~19	豊橋市	学校図書館支援センターを設置し、学校図書館が「学習情報センター」としての中心的役割を果たせるような体制づくりについて、調査研究を行う。	文科省
国際理解	18~19	日進市立西小	「広い視野を持って他者とかかわり、生き生きと活動する子を育てる国際理解教育」 地域や世界の人々とふれあう活動を通して	県
「絆づくり」プログラム開発事業	18~19	一宮市立三条小・東郷町立高嶺小・岡崎市立城南小・豊田市立四郷小	不登校の未然防止に向けた「絆づくり」プログラムの開発	県
生徒指導推進協力員設置事業	17~18	小牧市・半田市・豊田市・蒲郡市	小学校に「生徒指導推進協力員」を設置し、小学校における生徒指導体制の充実と、警察等の関係機関との連携を図る。	県
	18~19	新城市		
義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業	18~19	東海市・豊橋市	学校評価ガイドラインの内容等を踏まえ、学校の自己評価及び住民・保護者等による外部評価を実施し、学校評価ガイドラインの改善並びに学校評価システムの充実を図る。	県
へき地教育研究指定校事業	18~19	南知多町立篠島小	心豊かで粘り強く取り組む島っ子の育成 ～地域連携と小中連携を生かした取り組みを通して～	県
帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業	18~19	豊田市	「夢と希望をもって学ぶ外国人児童生徒の育成」	文科省
不就学外国人児童生徒支援事業	17~18	岡崎市・豊田市	外国人の子どもたちの不就学の実態を把握し、その要因の分析を行い、また就学支援に関する実践研究を行う。	文科省
授業名人活用推進事業	18	小12 中6	指導実績のある教員経験者等の「授業名人」を活用して、教員の授業力の向上と子どもたちの学習意欲の喚起を図る。	県

#### 4 義務教育問題研究協議会

本県の義務教育に関する諸問題について研究協議するため、昭和48年12月に義務教育問題研究協議会を設置し、2年毎に提言をまとめている。平成18年度は次のように開催した。

協議会委員 17人 専門部会委員 14人

協議会開催回数 本会議 2回 専門部会開催回数 4回

研究協議題 信頼される開かれた学校づくりのための学校評価の在り方

学校評価にかかわるアンケートを実施し、現状と課題を把握し、次年度の学校評価の手引き書発行に向けて協議した。

## 第 2 節 教科用図書の採択

### 1 小・中学校用教科用図書の採択

#### (1) 愛知県教科用図書選定審議会の設置

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条に基づき、愛知県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例並びに、愛知県教科用図書選定審議会規則を定めている。

これらの法律、条例、規則に基づき発令された愛知県教科用図書選定審議会委員 20 人は、以下の審議事項について慎重に審議を行い、その結果を愛知県教育委員会に答申した。

#### ア 審議事項

愛知県教科用図書選定審議会は、愛知県教育委員会の諮問機関であり、教科用図書採択に関して、県教育委員会の行う指導・助言・援助の内容や方法など下記重要事項を建議する。

#### (ア) 市町村教育委員会の採択基準について

##### (イ) 市町村教育委員会が協議して行う採択方法について

#### イ 平成 18 年度答申

(ア) 平成 19 年度から使用する中学校用教科用図書の採択替え、および学校教育法第 107 条に規定する教科用図書の採択をすること。

(イ) 小学校用教科用図書は、平成 18 年度と同一の教科用図書を採択すること。

#### (2) 採択指導方法

平成 18 年 5 月 18 日付け通知文で、各教育事務所長、市町村教育委員会教育長、国立・私立の小・中学校長、県立盲・聾・養護学校長あてに採択についての基準・方法、公正確保・教科書展示期間を通知し、趣旨の徹底を図った。

#### ア 平成 19 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準

(ア) 市町村教育委員会が、市町村立中学校（養護学校中学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、教科用図書の見本本について十分検討し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科用図書を採択すること。

(イ) 市町村（名古屋市を除く）教育委員会が、市町村立中学校（養護学校中学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、採択地区内において、種目ごとに一種の教科用図書を採択するため、関係市町村教育委員会の共同協議機関として、教科用図書採択地区協議会を設け、教科用図書の調査研究をし、採択を行うこと。

調査研究に当たっては、県教育委員会で作成する「平成 19 年度使用中学校用教科用図書選定資料」を十分活用すること。

(ウ) 市町村教育委員会並びに国立及び私立の小中学校長が、小学校（養護学校小学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、学校教育法第 107 条に規定する教科用図書を除き、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 14 条に定めるところにより、平成 18 年度と同一の教科用図書を採択すること。

(エ) 市町村立小学校及び中学校の特殊学級並びに市町村立養護学校小学部及び中学部において使用する学校教育法第 107 条に規定する教科用図書については、採択権者が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

なお、この場合、本基準 6 の県立盲学校、聾学校及び養護学校小学部および中学部に準じて採択することが望ましい。

(オ)県立盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書を採択するに当たっては、県教育委員会において十分調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択するものとする。

なお、これらの学校の小学部において使用する教科用図書については、学校教育法第107条に規定する教科用図書を除き、平成18年度と同一の教科用図書を採択するものとする。

(カ)県立盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部において使用する学校教育法第107条に規定する教科用図書については、各学校において、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成19年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

#### イ 教科用図書採択の公正確保について

教科用図書採択の適正な実施を期するため、かりそめにも宣伝行為に影響されることなく、公正な採択を行うよう格別の留意をすること。

#### ウ 教科書展示会について

愛知県における教科書展示会の期間は、平成18年6月11日から同7月5日までとした。

### 第3節 教員の研修

#### 1 初任者研修

##### (1)趣 旨

ア 新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

イ 平成2年度から、公立小・中学校の全新任教員を対象に初任者研修の本格実施を行っている。

ウ 初任者研修において新任教員は、1年間、授業を担当しながら、校内において指導教員等の指導を受けるとともに、校外において愛知県総合教育センター等における研修を受ける。

また、校外における研修の一環として宿泊研修を受ける。

##### (2)対象学校数・対象教員数

###### ア 公立小学校

配置校数	対象学校数	対象教員数
1人配置校	368校	368人
2人配置校	97校	194人
3人配置校	2校	6人
計	467校	568人

###### イ 公立中学校

配置校数	対象学校数	対象教員数
1人配置校	175校	175人
2人配置校	61校	122人
3人配置校	3校	9人
計	239校	306人

##### (3)研修内容・方法

###### ア 研修領域

基礎的素養 学級経営 教科指導 道徳 特別活動

総合的な学習の時間 生徒指導

###### イ 研修日数・時間数

(ア)校内研修 150時間

(イ)校外研修 25日

#### 2 教職経験者研修(小・中学校)

##### (1)目 的

教職経験5年及び10年経過の全教員を対象に教育の今日的課題に対応し得る内容について研修し、経験に即した体系的な研修の一環として、教員の資質の向上を図る。

##### (2)主 催

愛知県教育委員会、愛知県総合教育センター

##### (3)参加者

小・中学校教職経験5年及び10年経過の教員(指定都市・中核市を除く)

5年経験者	小学校	中学校	10年経験者	小学校	中学校
	109人	98人		73人	108人



### 3 愛知県道徳教育講座

#### (1)趣 旨

道徳の時間や人権教育の充実などについての講義や研究協議を行い、幼稚園、小・中学校における道徳教育・心の教育の一層の充実を図る。

#### (2)内 容

講義、演習

#### (3)期日・会場

平成 18 年 6 月 27 日(火) 愛知県総合教育センター

#### (4)参加者

公立小・中学校の校長及び教頭、公立幼稚園の園長及び主任

公立幼稚園・小・中学校教諭(道徳教育主任等)

計 126 人

### 4 グループ研究及び個人研究小・中学校

#### (1)趣 旨

教職員が積極的に研修に努める機運を盛り上げるために、研究グループに対して特定項目の研究を委嘱する。

#### (2)委嘱校

(単位：校)

区分	教育課程	環境教育	学校体育	健康安全	特殊教育	計
校数	3	1	1	2	1	7

### 5 現職教員の留学・派遣制度

公立小・中学校教育の振興と教員の資質向上を図るため、次のような長期研修派遣制度を設けて実施している。平成 18 年度の実施状況は次のとおりである。

#### (1)兵庫教育大学大学院

平成 17～18 年度

学校教育研究科	教科・領域教育専攻	自然系コース	1 人
同 上	同 上	社会系コース	2 人
同 上	障害児教育専攻		1 人

平成 18～19 年度

学校教育研究科	教科・領域教育専攻	社会系コース	1 人
同 上	同 上	自然系コース	1 人
同 上	学校教育学専攻	教育内容・方法開発コース	1 人
同 上	同 上	教育コミュニケーションコース	1 人
同 上	特別支援教育学専攻	特別支援教育コーディネーターコース	1 人

(2)上越教育大学大学院

平成 17～18 年度

学校教育研究科	学校教育専攻	発達臨床コース	1 人
同 上	同 上	学習臨床コース	1 人
学校教育研究科	教科・領域教育専攻	言語系コース	1 人

平成 18～19 年度

学校教育研究科	教科・領域教育専攻	自然系コース	1 人
同 上	同 上	社会系コース	1 人
同 上	同 上	生活・健康系コース	1 人

(3)鳴門教育大学大学院

平成 17～18 年度

学校教育研究科	学校教育専攻	社会系コース	1 人
同 上	同 上	言語系コース	1 人

(4)愛知教育大学大学院

平成 17～18 年度

社会科教育専攻	社会科教育学領域	1 人 (14 条修士課程)
理科教育専攻	理科教育学領域	1 人 (14 条修士課程)
芸術教育専攻	音楽科内容学領域	1 人 (14 条修士課程)
学校教育専攻	教育心理学領域	1 人 (14 条修士課程)
養護教育専攻	養護教育学領域	1 人 (14 条修士課程)
平成 18～19 年度	社会科教育学領域	4 人 (14 条修士課程)
	美術科教育学領域	1 人 (14 条修士課程)

第 4 節 道徳教育・生徒指導

1 道徳教育

(1)愛知県道徳教育講座

小・中学校の道徳教育の充実徹底のための講習会は、平成 18 年度をもって 42 年目を迎えた。平成 18 年度は、6 月 27 日に愛知県道徳教育講座を開催した。新学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の推進について、講義や演習により、実践に基づいた研究協議を行った。

(2)児童生徒の心に響く道徳教育推進事業

文部科学省の研究委嘱を受けた学校は、次のとおりである。小学校及び中学校における道徳教育の充実振興に資するため、道徳教育推進校として指定された。掲げられた研究主題について、研究成果を発表した。

研 究 主 題	研究期間 (年度)	学校名
豊かなかわりを大切にしたい道徳教育の推進 ～「わたし」と「あなた」を感じて～	18～19	豊田市立 元城小学校
「規範意識をもとに、自立した生き方を追求する道徳教育の推進」 体験的活動と家族や地域との協力を通して	18～19	稲沢市立 平和中学校

### (3) 「自分づくり・仲間づくり」推進事業

県の事業として、平成 16 年度より、「自分づくり・仲間づくり」推進事業を進めている。(ア) 保護者・児童生徒・教職員・地域の方々等の代表で構成する「心はぐくむサミット」を設置し、事業の推進(イ)保護者・地域の人々の参加による体験活動を生かした「ともに学ぶ道德の授業」を、学年単位以上で実施し、保護者・地域の方々等に公開(ウ)公開授業を踏まえ、保護者・地域の人々・児童生徒・教職員等により、豊かな心を育てる意識の高揚を図る「自分づくり・仲間づくりのつどい」の開催等を一連の内容として下記のように県内 18 の小中学校を委託校とし、研究を推進した。

#### 平成 18 年度 「自分づくり・仲間づくり」推進事業 委託校

稲沢市立清水小学校	長久手町立長久手小学校
清須市立星の宮小学校	江南市立宮田小学校
七宝町立宝小学校	半田市立さくら小学校
大府市立東山小学校	一宮市立今伊勢中学校
春日井市立坂下中学校	知多市立旭南中学校
碧南市立棚尾小学校	安城市立三河安城小学校
豊田市立若林東小学校	設楽町立津具小学校
蒲郡市立形原北小学校	御津町立御津北部小学校
刈谷市立雁が音中学校	豊田市立高橋中学校

## 2 生徒指導

生徒指導は非行対策にとどまらず、児童生徒の健全な育成を目指す教育活動である。児童生徒の現状をみると、学習面やその他の生活場面にいろいろの悩みや不安を抱き、学校・学級に不適應を示すものも少なくない。これらの悩みに対し自己指導の能力を身につけ、あらゆる困難に耐え、現状及び将来の生活への適応能力及び正しい判断力と規律を守り、責任を重んずる態度を育成することは、生徒指導の当面する重要な課題である。これらの目的達成のため、平成 18 年度に行った事業は次のとおりである。

### (1) 愛知県生徒指導推進協議会

#### ア 協議内容

不登校の未然防止のために、対人関係を獲得するなどの社会性を育む「絆づくり」のあり方を協議する。

#### イ 構成員

[協議会]

学識経験者・一般有識者、地域代表者、PTA 関係者、小中学校関係者、市町村関係者、県関係者の 16 人で構成。

#### ウ 取組の重点事項

- ・ 「絆づくり」に向けて小学校で育てたい社会性について協議
- ・ 「絆づくり」に向けた小学校の取組（方法・内容）について協議

## (2)いじめ・不登校相談窓口の設置

### ア 目的

児童生徒や保護者、教師向けのいじめ・不登校相談窓口を教育事務所に設置し、いじめ・不登校の早期発見、早期解決を図る。

### イ 相談窓口の設置

右の一覧表のとおり 6 教育事務所に着信専用電話を設置し、番号も各局共通の 0900 番を設け、各電話配置教育事務所に相談員を置き、いつでも相談に応じられるようにしている。

尾張教育事務所	052-961-0900
海部教育事務所	0567-24-0900
知多教育事務所	0569-21-0900
西三河教育事務所	0564-27-0900
豊田加茂教育事務所	0565-35-0900
東三河教育事務所	0532-55-0900

### ウ 相談受付時間

月曜日～金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで。

## (3)スクールカウンセラー設置事業

### ア 趣旨

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を、学校へ派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員、保護者への助言等を行うことにより、問題行動等の解決に資するものとする。

### イ 事業内容

#### (ア)スクールカウンセラーの業務

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の業務を行う。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・校区内小学校からの要請に応じて、小学校を訪問して行う児童へのカウンセリング
- ・児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

#### (イ)配置校における活用調査研究

配置校においては、スクールカウンセラーを生徒指導に関する校内組織等に適切に位置づけるよう工夫するとともに、各学校の実情に応じて定めたテーマに基づいて、スクールカウンセラーの活用・効果等に係る実践的な研究を行うものとする。

#### (ウ)配置校数(平成 18 年度)

配置校数 323 校 (中学校 302 校 高等学校 21 校)

## (4)子どもと親の相談員設置事業

### ア 趣旨

小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、不登校などの早期発見・早期対応や未然防止に関する調査研究を市町村教育委員会に委託する。

## イ 事業内容

### (ア)「子どもと親の相談員」の職務

「子どもと親の相談員」は、校長の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。

- ・児童の話し相手・悩み相談
- ・家庭・地域と学校の連携の支援
- ・幼・小・中連携、関係機関、児童福祉施設等との連携の支援
- ・その他の学校の教育相談活動の支援

### (イ)調査研究の内容

調査研究校においては、各校の実情等に応じて、以下の点について「子どもと親の相談員」の効果等に係る実践的な調査研究を行う。

- ・不登校や問題行動等への早期の段階での対応の在り方
- ・小・中学校間の教育相談体制の接続の改善の在り方
- ・児童虐待への学校の対応の在り方

### ウ 配置校数(平成 18 年度)

県内の小学校 33 校へ配置

## (5)不登校対策実践研究事業(スクーリング・サポート・ネットワーク事業)

### ア 趣旨

不登校児童生徒の早期発見、早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など、学校復帰をめざす適応指導教室等を中心とした不登校対策に関する中核的機能(スクーリング・サポート・センター(SSC))を設置し、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係る実践的な調査研究実践を目的とする。

### イ 実施方法

平成 15 年度に県内に 20 の地域ネットワーク(単独又は複数の市町村からなるネットワーク)を作り、教員や適応指導教室指導員の研修、情報の共有化等、地域 SSC を中心にして不登校対策の充実を図った。

### ウ 地域スクーリング・サポート・センター(地域 SSC)

不登校対策に関して、当該地域内の学校、関係機関等の連携強化に努めるとともに、地域ネットワーク内において、地域の実情に応じて他の市町村へ積極的に情報提供したり、相談を受けたりして地域の中核的な役割を担う。

地域ネットワーク一覧(ゴシック文字はネットワークの中心となる地域スクーリング・サポート・センターの所在地)

春日井市、小牧市

江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町

北名古屋市、豊山町、春日町、清須市

瀬戸市、尾張旭市

豊明市、日進市、東郷町、長久手町

一宮市

稲沢市

蟹江町、津島市、愛西市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、飛島村、弥富市

半田市、南知多町、美浜町、武豊町、阿久比町  
東海市、大府市、東浦町  
知多市、常滑市  
刈谷市、碧南市、高浜市  
安城市、知立市  
岡崎市、幸田町  
西尾市、一色町、吉良町、幡豆町  
豊田市、三好町  
新城市、設楽町、東栄町、豊根村  
豊川市、蒲郡市、音羽町、御津町、小坂井町  
豊橋市、田原市  
名古屋市

#### エ 広域スクーリング・サポート・センター

地域ネットワークへの情報提供、助言等の支援機能を果たす組織・機関として、愛知県総合教育センター(相談部教育相談研究室)に置く。センターでは不登校児童生徒への適応指導に関するモデルプログラムの開発や専門家の人材バンク等の整備を行っている。

### (6)問題行動に対する地域における行動連携推進事業

#### ア 趣旨

いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、サポートチーム(問題行動等を起こす個々の児童生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム)を組織し、当該児童生徒を支援するなど、地域における支援システムづくりと、「あそび、非行」型の不登校児童生徒が学校内で深刻な問題等を起こす児童生徒に対応するため、学校復帰や地域における立ち直りに向けた、学校外での支援の場や機能の在り方等について実践的な調査研究を行う。

#### イ 事業内容

##### (ア)調査研究事項

- ・機能的・効果的なサポートチームの在り方
- ・出席停止期間中の学習支援等を視野に入れた効果的な援助の在り方
- ・立ち直りのための学校外プログラムの在り方
- ・児童自立支援施設内分校での指導の在り方

##### (イ)組織

- ・組織構成 学校、教育委員会、関係機関等(警察・児童相談所・保護司・地域ボランティア等)

##### (ウ)活動内容

- ・当該児童生徒に関する情報交換、事例分析、処遇の検討、学習指導、生徒指導
- ・保護者及び学校への援助

##### (エ)推進地域

一宮市教育委員会、西尾市教育委員会  
武豊町教育委員会、豊川市教育委員会

## (7)生徒指導総合連携推進事業

### ア 趣旨

近年、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行など児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、各地域が直面している問題行動等の状況も多様なものとなっている。

そのため、地域の構成員である家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が一体となって、このような多様な問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向け、地域のネットワークづくりを踏まえた実践的な取組を行う。

### イ 委嘱先

幸田町

### ウ 委嘱期間

平成 18～19 年度

### エ 事業の内容

- ・学校、家庭、地域住民、企業、民間団体、関係機関との連携・協力による問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向けた横断的な取組など地域におけるネットワークづくり
- ・地域における生徒指導上の諸問題の実態や健全育成の在り方についての基礎的な調査、分析及び効果的な対応策の確立
- ・いじめ、暴力行為、不登校、少年非行に対する有効な指導の在り方など、課題とする問題についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・地域における体験活動の機会の充実や相談体制の充実など、課題とする方策についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・幼稚園・小学校間、小学校・中学校間、中学校・高等学校間の生徒指導面等での連携についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・その他、有効な指導方法等の在り方についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組

## 第 5 節 進 路 指 導

### 1 平成 18 年度進路指導の重点

- (1)進路指導体制を確立し、機能を十分発揮する。
- (2)ガイダンスの機能を充実する。
- (3)進路相談を一層充実する。
- (4)進路指導のための条件整備を進める。
- (5)教師の力量を高める研修を充実する。

### 2 平成 18 年度の事業

- (1)中学校進路指導担当教員研修(県総合教育センター職務研修)

#### ア ねらい

進路指導に関する諸問題について情報交換・研究協議を行い、中学校における進路指導の一層の充実を目指す。

#### イ 期日・会場・参加者

期 日	会 場	参 加 者
18.8.21	県総合教育センター	全尾張中学校進路指導主事等 161 人
18.8.4	県総合教育センター	全三河中学校進路指導主事等 143 人

### 3 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

平成 18 年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験は、11 月 6 日(月)全国一斉に実施された。試験科目は、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の 5 教科で、平成 18 年度の受験状況は次のとおりであった。

区分	受験者	合格者
全 国	69 人	60 人(8 人)
愛知県	3 人	2 人(1 人)

( )内は科目合格者数の外数



## 第 6 節 へき地・複式教育

### 1 へき地教育

県内の文化的、経済的、交通条件に恵まれない山間地、離島、その他の地域にある小・中学校について、教育の機会均等の精神に基づき、その内容の充実と振興を図る。

### 2 地域別・級地別学校数

名古屋市を除く県内の公立小・中学校総数に比して、へき地校の割合は、小学校約 7.2%、中学校約 4.3%で、北設楽郡、豊田市、新城市を中心として、山間や離島に散在している。

複式学級を有する学校も、これに伴って存在し、人口の過疎化が進みつつあり、増加の傾向にある。県内の実態は次のとおりである。

へき地級別・地区別小・中学校数一覧 単位：校(18.5.1 現在)

級別	教 事		海 部		知 多		西 三 河		豊 田 加 茂		新 城 設 楽		設 楽 支 所		合 計
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
附 則					1		1		3		1				6
準					1		5		1		3	1			11
1 級	1 (1)		2	2	6	1	14	4	4		6	3			43 (1)
2 級					1		1				2	1			5
3 級															0
4 級															0
計	1 (1)		2	2	9	1	21	4	7	1	12	5			65 (1)
合 計	1 (1)		4		10		25		8		17				65 (1)

( )内は分校・内数

### 3 へき地・複式教育の推進

#### (1)へき地・複式教育研究協議会

期 日	18.6.13	18.10.18
会 場	豊田市立冷田小学校	新城市立開成小学校
研究主題	山里足助に生きる力のあふれる冷田っ子の育成 生活科・総合的な学習を核とし、 少人数のよさを生かして	ひびきあう開成っ子 生活科・ふるさと学習と国語科との連携を図り、コミュニケーション能力を育てる。 (話す力、聞く力、書く力を育てる。)

#### (2)へき地教育指導者研究協議会

期 日	19.1.12
会 場	豊田加茂教育事務所

#### 4 へき地・複式教育の振興

##### (1)へき地小規模校集合学習

へき地小規模校や極小規模人数の複式学級の教育効果を向上・充実させるため、地域ごとに、あるいはまた地域の枠を超えて集合学習を実施した。

実施市町村 岡崎市、豊田市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市

##### (2)へき地発児童生徒ふるさと交流活動

ア 郷土の伝統芸能や文化を学んだり、地域の産業に関する職場見学や体験的に技術を習得したりすることにより、ふるさとの伝統文化や産業により深い関心を抱かせ、地域の一員として根付く後継者としての自覚を持たせる。

イ 「なま」の芸術・文化に触れたり、芸術・文化活動に触れたり参加したりすることによって、豊かな創造性や情操を培う。

ウ 都市の学校との交流活動・訪問活動や、都市での生活の体験活動を通して、都市生活にかかわる学習・体験の充実を図る。

実施市町村 岡崎市、一色町、豊田市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市、南知多町